

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（１）大学・学科の設置理念

① 大学

ア 経緯

学校法人広島文化学園は、「究理実践」を建学の精神として、昭和39年に広島文化女子短期大学被服科を創設して以来、教育内容の刷新を図りながら、地域社会の要請に応じてきた。平成7年、呉市との公私協力により呉大学社会情報学部社会情報学科（経済情報学専攻、社会環境情報学専攻）を開設し、地域社会との連携を図りながら各専門分野の深い知識と情報処理能力を兼ね備えた人材の養成を行ってきた。平成11年に看護学部、平成22年に子ども学科と音楽学科からなる学芸学部、さらには平成30年に人間健康学部をそれぞれ設置した。現在、4キャンパス（呉郷原キャンパス、広島坂キャンパス、呉阿賀キャンパス、及び広島長束キャンパス）において、一大学一短期大学（広島文化学園大学、広島文化学園短期大学）の教育研究活動を展開している。

イ 教育研究上の理念

広島文化学園大学では、建学の精神である「究理実践」に基づき科学的理論と社会的実践の統合をめざすとともに、学生と教員の「対話」を大学教育の中核的理念として教育実践を展開してきた。

また、本学園は学園全体として「対人援助」及び「対人支援」を基本理念に掲げ、「地域の健康増進を担う人材」、「人間を育て、地域を育てる人間性豊かな教育者」、「地域を活性化させる企業人や地域のリーダー」の養成を通して、地域文化・地域教育へ貢献し、人と人とのつながりである地域共同体の文化の発展に寄与できる人材の養成を目指している。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

広島文化学園の建学の精神「究理実践」に基づき、深く専門の学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と総合的な判断力を身に付けた学生に、学士の学位を授与する。

- （１）深い教養と人間性を有し、創造的態度と志向性を有している。
- （２）対人援助に係る専門的な知識・技術や問題解決能力、思考力を有している。
- （３）地域の教育、文化、支援など、社会に積極的に貢献できる指導力、応用力を有している。

② 学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

《人間健康学部》

人間健康学部スポーツ健康福祉学科は、社会情報学部（健康福祉学科及びグローバルビジネス学科）を改組することで設置した学部、学科である。これまでも社会情報学部健康福祉学科で、社会福祉を中心に運動により体を動かし健康で介護支援を必要としない時間を少しでも長く保つ（介護予防）ための健康・福祉教育に取り組んできた。しかし、近年の世代ごとにみる健康志向の多様性、多義性や高度に複雑化する社会福祉や健康教育に対応した健康、スポーツ、福祉を教育研究対象とした、より専門的な学部、学科に改組することとなった。

人間健康学部に設置しているスポーツ健康福祉学科は、本学の建学の精神「究理実践」に則り、「健康」を学科のキー・コンセプトとし、

- a 体力の向上、健康を維持するためのスポーツからアスリートを目指した競技スポーツまで
- b 支援を必要とする福祉から健康に依拠する福祉まで
- c 健常者が競うスポーツから健常者と障害者が共に楽しむアダプテッド・スポーツまで

幅広い取り組みにより健康的なアクティブ・ライフを提案し、支援ができる人材育成を目的としている。

また、スポーツ健康福祉学科には「スポーツ健康コース」と「健康福祉コース」が設けられている。1年次及び2年次には、専門共通科目である「専門コア科目」、「アダプテッド・スポーツ科目」、及び研究が主体となる「発展科目」を学修する。さらに2年次前期からそれぞれのコースに分かれて開講されるコース専門科目において、より高度に専門的な運動・スポーツ及び社会福祉を専門とした教育、研究を学修するカリキュラムとなっている。どちらのコースに所属しても健康、スポーツ、福祉、そして障害者も参加するアダプテッド・スポーツに関する基礎的な専門知識や技能はもちろんのこと学術系譜も学修できる。アダプテッド・スポーツは、インクルーシブ社会実現の実践型であり、その教育は本学科の大きな特色である。なお、養護教諭免許は、どちらのコースを選択した学生でも取得を目指すことが可能である。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

人間健康学部スポーツ健康福祉学科では、所定の単位を修得し以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（健康学）の学位を授与する。

- (1) 主体的に学習する真摯な態度を有し、幅広い教養と豊かな人間性・社会性を身につけ、物事を多角的にとらえることができる。
- (2) 人間の健康についてスポーツ健康及び健康福祉に関する専門的な知識に基づいて、関心のある事象に対して科学的に考えることができる。
- (3) 人間の健康について身につけた知識・技能等を総合的に活用し、理論の探求と実践を行うことにより今日的課題の解決に取り組むことができる。
- (4) 社会人に必要な創造力、計画力、実行力、コミュニケーション能力、チームワーク力を修得し、地域における教育やスポーツ及び福祉の現場で活躍できる力を有している。

（２）教員養成の目標・計画

① 大学

本学は、高度なディシプリンに基づく学術研究と同時に、社会や地域の問題へ積極的に関与することができる「臨床知」の確立を目指している。教員養成においても理論と実践を確実に結合させることによって、社会や地域の教育的諸課題の解決に寄与しうる教育実践を担う人材の育成を目指している。とりわけ、平成24年8月24日に中央教育審議会が答申した「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」及び平成28年12月21日に同審議会が答申した「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」が指摘するように、グローバル化や情報化、少子高齢化などによって、生徒を取り巻く社会的状況や環境はますます変化し、複雑化している。それに伴って、学校教育を担う教員に求められるのは、高度化・複雑化する諸課題を冷静かつ正確に認識し、他の教職員や関係諸機関と連絡・調整を図りながら、地域の中でより望ましい教育を行うことができる資質能力である。そこでは、専門職としての使命感、責任感、教科・教職の専門的知識、教育的愛情総合的人間力、実践的指導力及びコミュニケーション能力を有することに加えて、自律的に学ぶ姿勢、資質能力を生涯にわたって高めていける力、情報を適切に収集・選択・活用する能力及び知識を有機的に結び付け構造化する力など、高度化・複雑化する社会へ自発的にかかわっていく力を育成する教員の指導力が求められている。

このような人材とは、自己研鑽に努めながら、人とのかかわりの中で地域を育て、逆に地域とのかかわりの中で人を育てる人材でもある。これは、広島文化学園大学の掲げる建学の精神「究理実践」を自ら実践できる人材に他ならない。本学の養成する教員は、専門的知識・技能の修得のみならず、人の成長や発達に関与し、自らも人間と成長していく。そのため教職課程は、諸学問を理論的、科学的に研究・実践する「実践科学」としての性格を体現するものであ

る。この意味で、本学の教職課程は専門的知識を教授すると同時に、人間としての成長を促す教職教育を目標に掲げている。

② 学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

《人間健康学部 スポーツ健康福祉学科》

（ア 養成したい教員像）

建学の精神「究理実践」に基づき、教育実践を通じて個性豊かな人間性を養い、健康、スポーツ、そして福祉に係る専門的知識と技能の教育研究を行い、すべての人々の健康的な生き方についての支援と相談ができる人材及び健康・体力づくりを実践レベルで促進できる人材育成をスポーツ健康福祉学科の教育目的とする。多様化した健康、スポーツ、福祉に対する社会的要請に応え、

- a 地域に根差し健康、スポーツ、福祉に関する専門的な教育の提供
- b 社会性やコミュニケーション能力、チームワーク力を保証する教育の推進
- c インクルーシブ社会に対応した教育、研究活動の支援

が本学科の使命である。これらの使命を実現するため、あらたに養護教諭の養成に取り組む。本学科で養成する養護教諭は、保健教育や障害のある児童・生徒等の教育が担当できるだけでなく、運動・スポーツ事故の未然防止、危機管理及び適切な対応できる教員である。さらには組織の一員として、学校保健活動推進に係る中核的なコーディネーター等の拡大する養護教諭に期待される役割を十分に担い、健康教育・健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う専門家となり得る人材である。

本学科は、「健康」を学科のキー・コンセプトとした健康、スポーツ、及び福祉の専門的・実践的な教育研究を通じ、地元生まれ養護教諭になることを志望する生徒たちを地元の大学で育てることで、地域に根ざし、地域と共に生きる地方大学としての役割を果たす。

③ 設置の意義や養成したい教員像を実現するための方策

スポーツ健康福祉学科は、養護教諭一種免許の教員養成課程を設置するにあたり、既に設置済の中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）に係る充実した教職に関する科目に加え、スポーツ健康福祉学科の教育をいかした専門教育科目を展開する。それらの専門領域は、研究業績に裏付けられた高い専門性と多岐に及ぶ豊富な経験を有する教員が担当し、教科に関する科目の授業内容を充実したものになっている。また、教職・教科に関する科目以外にも、卒業要件を満たすために必要な専門科目として健康、スポーツ、及び福祉に関する幅広い視野と高い専門知識を兼ね備えた「スポーツ健康コース専門科目」及び「健康福祉コース専門科目」を配置することにより、得意分野を持つ個性豊かな教員を養成する。

さらに、「アダプテッド・スポーツ科目」及び「キャリアデザイン科目」に必修を設けることで、インクルーシブ教育理論を理解することに加え、自らのキャリアを主体的に構築し、その経験を踏まえ児童・生徒指導等にも生かせる能力を身につけさせることをねらいとしている。また、学校や社会において主体的に行動できるよう、アクティブ・ラーニングを取り入れた問題発見、問題解決型の授業を取り入れ、4年間継続的に教育する。

（ア 得意分野を持つ個性豊かな教員の養成）

スポーツ健康福祉学科では、「スポーツ健康コース」と「健康福祉コース」が設置され、高度に専門的な運動・スポーツ、及び社会福祉の教育・研究を学修するカリキュラムとなっている。これらのカリキュラムの特色を生かし、「スポーツ健康コース」の専門的な学修により運動・スポーツへの理解及び事故等への適切な対応を、「健康福祉コース」の専門的な学修により

児童・生徒の健康諸問題の解決をコーディネートする上で有用かつ重要な社会資源についての深い理解を、それぞれ得意分野として持つことが可能となる。これらの得意分野を併せ持つ養護教諭の養成は、本学科でしか成しえない特色であり、養護教諭に期待される役割からも重要な個性と言える。

(イ 教員の資質醸成への取り組み)

多様な児童・生徒にたいする支援・指導に必要とされる教員としての資質醸成への取り組みとして、近年、一部の教員にみられる規範意識の低下や倫理観・道徳観の欠如の指摘に対して、入学当初より「気構え(動機の明瞭化)」,「心構え(目標の明確化)」,「身構え(身嗜みの徹底)」,及び「物構え(教材教具の準備)」を徹底する。特に、教育者となる意志をもつ学生に対しては、普段の大学生活における立ち振る舞いや人間関係、さらには情緒が安定していることが求められる。この取り組みは、教員養成系科目に限られたものではなく、大学生活全般で実施される。また、積極的な地域ボランティアへの参加や学生間の協働作業による成果の発表を通じて協働・連携の必要性を理解する。これらの諸活動の履歴は、本学が推進している「HBG夢カルテ」※に記録され、全教員が自分の担当する学生の学修等の活動履歴をいつでも確認することができ、指導に役立てることができる。

※ HBG夢カルテ

本学の学生ポートフォリオの一つに位置付け、学生の夢を実現するためにチューター(教員)が学生の成長する過程を評価し、激励し、成長を促すための記録である。「カルテ」と名付けているのは、途中でチューターが変わったとしても、学生の夢の実現へのサポートを継続させるための資料を意味する。

(ウ 指導実践力の重視)

自然災害や感染症対策、スポーツの事故防止など、養護教諭には、危機管理能力また柔軟な対応力が求められる。そこで専門教育科目において、さまざまな事例から学ぶ機会をもつことにより、養護教諭としての専門性を育成するとともに、社会や児童生徒の変化に柔軟に対応できる指導実践力を育成する。

(エ 本学独自の教員養成課程を補完する必修科目)

養護教諭に期待される役割の拡大及び近年の社会的変化を想定するとき、今後も養護教諭が果たす役割はいっそう多岐に、そして深淵化すると考えられる。そこでスポーツ健康福祉学科では、卒業要件(124単位)に係る教養教育科目と専門教育科目の中に、本学科で養成する教員の独自色を強調する科目群を必修科目として配置した。

a アダプテッド・スポーツ科目の必修化

専門共通科目としてアダプテッド・スポーツ科目を配置した。スポーツ科学や健康科学に係る授業科目だけではなく、社会福祉の政策的意義や制度の理解、支援が必要な障害者がスポーツ活動に参加する社会的価値や意義について学ぶ。これは男女共習から始まり、健常者と障害者が共に運動を楽しむアダプテッド・スポーツ教育への理解を深めることにつながる。これらの学修を通じて共生社会の実現に重要なインクルーシブ教育理論を学ぶことができる。

b キャリアデザイン科目の必修化

職業観の強化やキャリア教育の充実を念頭に、企業研究を中心としたキャリアデザイン科目を配置している。これらの科目は、卒業後、一般企業に就職する学生を念頭に開講された科目ではあるが、教員養成系の学生にも必須としている。その目的は、就職や進路指導を踏まえた生徒指導時に実体験による助言や指導ができることを期待し必修とした。

c 問題発見型・課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)を4年間通じ継続履修

本学科の専門教育科目として1年次後期から4年次までの各セメスターに、実験や調査研究な

ど仮説—検証モデルを学修する演習科目を配置している。学生自身が問題や課題を発見し、その問題や課題を主体的に解決することに挑戦する科目である。卒業までの4年間にわたる実践研究に準拠した科目の履修を通じて、今後の教育現場で未知なる知識や新たな課題に対処できる批判的思考力と論理的思考力の養成を目的としている。

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

《人間健康学部 スポーツ健康福祉学科 養護教諭一種免許状》

① 現状と課題

養護教諭の養成については、学校看護婦から始まり看護婦養成課程必置などを経た歴史的背景、さらには保健室における傷病者への対応を中心とした職務内容から主に看護系の学部・学科で行われてきた。しかし、1953(昭和28)年の教職員免許法改正により、看護師免許とは無関係に養護教諭の養成が可能となったことを機に養護教諭養成課程を設置する大学は年々増加し、現在では140校を超える。しかし、現在でもその多くが看護学部・看護学科に設置されており、本学・本学科のある広島県においても例外ではない。

一方で、子どもの心身の健康問題等の解決を目的として、1997(平成9)年の保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」において、「ヘルスプロモーションの理念に基づいた健康教育の推進」が盛り込まれた。そこでは、養護教諭はヘルスプロモーションの理念に基づいた健康教育の推進、関係機関との連携を担うこと、従来の職務に加えて専門性と保健室の機能を最大限に生かして心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践すること、健康に関する課題解決のための情報収集能力、問題把握能力、及び解決のための指導力、など子どもたちの健康課題に対応できる非常に広範な知識や技能が求められている。

また、2002年の保健の教科領域に係る教諭または講師になり得る制度的措置により、養護教諭は保健教科の授業を担当することが可能となった。そのため、養護教諭は、保健科教育法に関する科目等、授業を担当するために必要な資質・能力を備えることが必要である。さらに、養護教諭には、特別な支援が必要な児童・生徒等に対する教育の一翼を担うことも期待されている。学校には心身に障害があるなど様々な児童・生徒が通学しているため、養護教諭にはこのような心身障害に関する知識・理解、及び関係機関との連携能力が求められている。障害のある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた教育支援は、共生社会の形成に向けて非常に重要な課題である。今日、障害のある児童・生徒等に対する理解は、共生社会の形成に向けてのインクルーシブ教育を充実させ、共生社会のシステム構築のために不可欠である。

さらに、2012年の文部科学省の報告によると（「学校における体育活動中の事故防止について」平成24年7月）、小学校の教育活動別における事故の状況は、体育科の授業中及び放課後の運動時に集中しており、事故全体の93%以上を占めている。中学校及び高等学校においては、運動部活動時の事故の割合が一層高くなっており、保健体育科の授業時の事故を含めると、運動中の事故の割合は中学校97%及び高等学校99%となり、事故のほとんどは運動中であることが明らかにされている。したがって、養護教諭は、運動・スポーツ事故に適切に対応できる能力をも求められている。

これらの状況を受け、2008(平成20)年の中央教育審議会答申では養護教諭の職務や役割が述べられた。具体的には、救急処置、健康診断、疾病予防等の保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動といった養護教諭の職務に関する役割、学校保健活動推進に当たって中核的役割を担うことや関係職員や関係機関とのコーディネート役割といった機能的役割である。これらの答申を踏まえると、日本養護教諭教育学会が職の特性について、「学校に

おける全ての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達への支援を行う特別な免許をもつ教育職員」と定義しているように、現在そして今後養成する養護教諭には、看護学の領域だけにとどまらない専門的かつ総合的な「健康」に関する知識・能力が求められる。

② 設置の意義や必要性、理由

前述した答申や制度的措置を含めた現状と課題を踏まえると、近年養護教諭に期待される役割は拡大している。具体的な例を挙げると、従来の職務に加え、保健教科の授業担当、特別な支援が必要とされる児童・生徒等に対する教育、運動・スポーツ事故への適切な対応、及び学校保健活動推進に係る中核的なコーディネートの役割等である。前述のように、現状は歴史的背景等から養護教諭については看護学部・看護学科を中心とした養成がなされているが、すでに看護学領域の知識・技能にとどまらずその役割の範囲は広いと考えられる。併せて、現在の免許制度では、教職に関する科目の重視により「教員に必要な資質能力」を確実に身に付けさせるとともに、選択履修方式により「得意分野を持つ個性豊かな教員」を育てることを目的としている。

そのような現状と課題に対し、本学科には保健体育の教員養成課程が設置されており、「教員に必要な資質能力」を身につけるための充実した教職に関する科目及び保健教科の授業担当をするうえで必要な資質・能力を養成するカリキュラムが既に準備されている。また、障害のある児童・生徒等に対する教育において重要なインクルーシブ教育理論を学ぶアダプテッド・スポーツの学修を大きな特色としており、「救急処置」等の運動・スポーツ事故に適切に対応するための専門的科目及びその他にも運動・スポーツへの理解を深める専門的科目を多く有している。さらには、コーディネートの役割を担う上で重要なコミュニケーション能力・チームワーク力を有する教員の養成は、教育研究上の理念及びディプロマ・ポリシーにも明記しているように本学及び本学科が重要視する使命である。

これらの養護教諭に期待される役割及び本学科の特色を考えると、人間健康学部スポーツ健康福祉学科で修得した健康、スポーツ、及び福祉に関する専門的な知識や技能、さらにアダプテッド・スポーツを中心としたインクルーシブ教育理論を修得した学生が、養護教諭を目指すことは社会的にも非常に意義があるものと考えられる。加えて、養護教諭に期待される役割は、「健康」をキー・コンセプトとし、「すべての人々の健康的な生き方についての支援と相談ができる人材及び健康・体力づくりを実践レベルで促進できる人材育成」という本学科が掲げる教育目的に合致するものであり、これらの役割を担う養護教諭の養成は、もはや本学科の社会的使命と言っても過言ではない。

以上のことから、人間健康学部に養護教諭養成課程を設置する目的は、従来の職務に対応する十分な能力を備えることに加え、健常者だけでなく心身に障害のある児童・生徒の健康問題に対応でき、スポーツ事故の未然防止、危機管理及び事故状況などから判断し、怪我に対する処置を適切に施すことができる、さらには児童・生徒の健康諸問題の解決主体となるコーディネーターとして高度なコミュニケーション能力（チームで対応できる力）を有した養護教諭を養成するためである。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	広島文化学園大学教職課程運営委員会
目 的：	大学全体の教職課程の連絡調整を行い、本学における教職課程を統括する。
責 任 者：	委員長
構成員（役職・人数）：	各学部の教職課程委員会委員（2～3名うち1名は委員長）、専門職（事務）
運営方法：	開催頻度：年間6回程度 運営方法：委員長は学長によって任命される。委員長は委員会を招集し、議事進行を務めるとともに、教職課程に関する案件を審議し、各学部の連絡調整を図る。

②

組織名称：	人間健康学部教職課程委員会
目 的：	人間健康学部の教職課程（中・高等学校＜保健体育＞・養護教諭）に関する教育の充実を図り、教育の質の向上を図る
責 任 者：	委員長
構成員（役職・人数）：	学生部次長（教務・事務）、教職課程に係る教員（5名）、学生部（事務1名）
運営方法：	開催頻度：年間12回程度 運営方法：教職課程に関する事項（教職課程の編成および運用、授業計画、単位修得、教育実習、学校や教育委員会との連携協力、教職指導の企画・立案・実施等）について審議する。

③

組織名称：	学芸学部教職課程委員会
目 的：	学芸学部の教職課程（幼稚園・小学校・中学校＜音楽＞・高等学校＜音楽＞・特別支援学校）に関する教育の充実を図り、教育の質の向上を図る。
責 任 者：	委員長
構成員（役職・人数）：	学部長、学生部次長（教務・事務）、子ども学科・音楽学科の教職課程担当教員（5名）、教務担当事務職員
運営方法：	開催頻度：年間6回程度 運営方法：学部長を委員長とし、教職課程に関する事項（教職課程の編成および運用、授業計画、単位修得、教育実習、学校や教育委員会との連携協力、教職指導の企画・立案・実施等）について審議する。

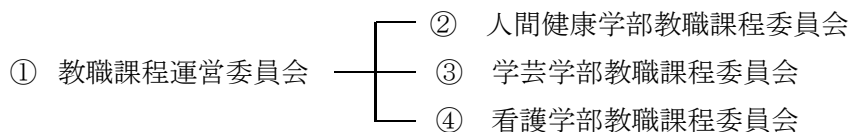
④

組織名称：	看護学部教職課程委員会
目 的：	学部における教職課程に関する教育の充実を図り、養護教育・高等学校看護科教育の質の向上を目指す。
責 任 者：	委員長
構成員（役職・人数）：	教職課程に係る教員（6名）、学生部（事務1名）
運営方法：	開催頻度：年間10回程度 教職課程に関する事項（教職課程の編成および運用、授業計画、単位修得、教育実習、

様式第7号イ

学校や教育委員会との連携協力、教職指導の企画・立案・実施等）について審議する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

1 人間健康学部

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

高校：教育内容説明会（教員対象、7月実施）、教員による高校一斉訪問（校長との懇談、5～6月）
高校生対象公開講座（7回）、3 高校との教育連携（出前講義、体験受入等）、広島県・広島市・呉市・坂町の各教育委員会において教育実習生の受け入れを承諾されている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称： ようよう坂町ウォーキング

連携先との調整方法： 坂町、坂町教育委員会、広島安芸商工会坂支所とで実行委員会を結成

具体的な内容： ウォーキングの会の運営。ウォーキングを年3回実施。

②

取組名称： 中高年のためのスポーツ健康学講座

連携先との調整方法： 呉市・坂町との連携により、地域の中高年の健康の維持増進を目的に実施している。

具体的な内容： 地域住民を対象に、スポーツ健康科学に関する講義と実技を通して、健康に対するスポーツの関わりについての理解を深める。

③

取組名称： HBG はなまるキッズ

連携先との調整方法： 本学教員が代表を務めるボランティア団体。広島県広島・呉地域の重度障害者を対象として実施されている。

具体的な内容： 重度障害を持つ子どもとその保護者を対象に、様々な運動プログラムを定期的に提供している。対象者が普段味わうことのできない感覚や経験を通して、心身の健康の保持増進を図る。

2 学芸学部

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

高校：教育内容説明会（教員対象、7月実施）、教員による高校一斉訪問（校長との懇談、5～6月）
高校生対象公開講座、3 高校との教育連携（出前講義、体験受入等）、広島県・広島市教育委員会指導主事による教員採用試験制度説明会、広島県教師養成塾、ひろしま未来教師セミナー（広島市）募集に関する説明会の実施

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

様式第7号イ

取組名称：	放課後児童支援ボランティア
連携先との調整方法：	児童館職員と大学教員、およびボランティアリーダーが年度はじめにミーティングを行い、ボランティア曜日およびボランティアイベントについてその内容を相談する。
具体的な内容：	週に1～2日程度、児童館に大学生が出かけ、宿題のサポートやスポーツのサポートおよび遊びを通じて放課後の児童の生活充実を支援する。なお、七夕やクリスマスなどの年間イベントにて大学生によるサプライズ劇を用意し、交流をさらに深めている。

②

取組名称：	授業補助ボランティア
連携先との調整方法：	広島市教育委員会とのボランティア連携により、広島市内の小学校、特別支援学校においてボランティアを実施している。校長および大学教員、ボランティア学生が連絡を取り合いボランティア曜日や内容について相談する。
具体的な内容：	週に1～2日程度、小学校へ大学生が出かけ、授業の補助および子ども達との遊びを通じて、小学校現場の実際について学ぶとともに、地域の子ども達との交流を深める。

③

取組名称：	保育補助ボランティア
連携先との調整方法：	幼稚園の園長および大学教員、ボランティアリーダーが年度初めにミーティングを行い、ボランティア曜日や内容について相談する。
具体的な内容：	週に1～2日程度、幼稚園に大学生が出かけ、授業の補助および子ども達との遊びを通じて、保育の実際について学ぶとともに、地域の子ども達との交流を深める。

3 看護学部

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

高校：教育内容説明会（教員対象、7月実施）、教員による高校一斉訪問（校長との懇談、5～6月） 高校生対象公開講座（7回）、3高校との教育連携（出前講義、体験受入等）
地域：「アガデミア」（阿賀学園地域教育連携協議会）…地域内小・中・高・高専・県立高等職業訓練校5校との教育連携（総合避難訓練実施、高校「総合的な学習の時間指導」出張指導、看護学部研究発表への高校生参加）、公開講座「いのちの講座シリーズ」（呉市・呉市教育委員会と共催）

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称：	高齢者カフェ
連携先との調整方法：	呉市と連携
具体的な内容：	2年次生、認知症強化コース生による健康教育活動（体操、測定等）を月1回開催

②

取組名称：	AIDS ボランティア、オレンジリボン啓発活動
連携先との調整方法：	呉市、児童虐待防止全国ネットワークと連携
具体的な内容：	AIDS ボランティアチラシ配布（呉市保健師と連携）、オレンジリボン啓発活動（講演会企画運営、全国一斉街頭配布（オレンジリボン・マスク））

様式第7号イ

③

取組名称：	呉市総合防災訓練、阿賀地区合同津波避難訓練等
連携先との調整方法：	呉市、広島県警と連携
具体的な内容：	学生による救急活動、ロールプレイ、避難者援助活動等

④

取組名称：	フレッシュマンセミナーⅡ
連携先との調整方法：	アガデミア、呉市との連携
具体的な内容：	1年次生による幼稚園・小学校手洗い活動、阿賀地区清掃活動、阿賀地区防災マニュアル作成、献血推進活動等の企画運営

Ⅲ. 教職指導の状況

教職指導は、それぞれの学部を設置された教職支援室が中心となり、各学部の教職課程委員会と連携して行っている。まず、教職支援室が各学部でのオリエンテーション時に教職に関する説明をし、同時に科目履修についてのガイダンスを行っている。

1 人間健康学部

教職支援室が中心となり、下記のような日程で教職指導を行っている。教職支援室に配置された教職アドバイザーは教員最小試験の対策、教職に対する学生相談、教職に関する情報の収集・提供などを行い、学生指導を実施している。

1年次前期	新入生オリエンテーション
1年次後期～2年次	コース選択・オリエンテーション
3年次前期	教育実習説明会
3年次後期～4年次前期	実習指導（履修状況点検を含む） 実習事前指導、実習巡回指導、実習事後指導、教員採用試験指導 教職実践演習

2 学芸学部

学生は、教職課程の履修について1年終了時にコース選択を行い、教職支援室は免許状・資格取得に関する履修について詳細に説明している。また、取得免許の種類に応じた「学力に関する確認表」等を設けて教職支援室及び教職課程委員会は認識の徹底を図っている。

3 看護学部

2年次から7コース制を実施（保健師（受験資格取得）、養護教諭一種（資格取得）、高免一種（看護）、精神保健看護、認知症看護強化、救急看護強化、精神保健看護強化）している。チューターはポートフォリオ（面接指導、目標達成に向けてカルテ）作成を作成し学生指導に活用している、教職支援室による特別指導を段階に応じて適宜実施している。

様式第7号ウ

<スポーツ健康福祉学科> (認定課程: 養護教諭)

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	教師を志す動機に言及することから始め、教員採用試験制度と本学における教員養成課程を理解し、大学4年間における具体的な学修計画を立てることができる。また、教育の目的、意義、方法などの基本的な原則を理解し、教育と社会との相互関係や教育の果たす役割、さらに心の発達と教育との関係等について学修できている。 (集中講義：教育心理学、教育社会学)
	後期	「施行規則第66条の6に関する科目」の履修が完了しており、学校教育課程にみるカリキュラム編成法が学修できている。さらに専門職としての看護実践の基礎となる技術、又学校保健の意義と目的について基礎的に学修できている。
2年次	前期	看護の知識・技術を支える衛生学・公衆衛生学・看護学の知識について理解し、養護実践についての基礎的知識を学修し、養護実践についてイメージすることができる。さらに保健教育と道德教育や特別活動の関係性について学修できている。 (集中講義：特別活動論)
	後期	教育の諸制度及び一般的な教育法及びICTを活用した学習法について学修できている。さらに教育現場での生徒指導上の課題について理解し、健康上の課題がある児童生徒に対して、養護教諭としての必要な実践的解決能力や対応力についての知識や技能を学修できている。 (集中講義：生徒指導論(進路指導を含む)、教育相談)
3年次	前期	臨床の場で実習することによって、これまで学んだ知識を深める。看護実践についての基礎知識を学修し、看護実践についてイメージすることができる。養護教諭として、他職種と協働し、養護教諭として果たすべき役割について説明できる。 (集中講義：総合的な学習の時間の指導法)
	後期	養護実習の内容を理解した上で、教育の場で実習することによって、これまで学んだ知識を深める。養護教諭としての志向を高め、主体的に取り組むことができる。
4年次	前期	教育実習の経験をもとに、養護教諭として「自分に足りないものは何か」について言及でき、それを補完するための対策を講じることができる。教育実習の経験をもとに、自己評価を行い、養護教諭としての課題について言及でき、それを補完するための対策を講じることができる。
	後期	養護実践における課題を把握し、言語化することにより、解決方法について考えることができる。また、「自分が目指す教師像」を追求するために、常に学び続ける態度・姿勢が定着している。 (集中講義：教職実践演習(養護))

様式第7号ウ（教諭）

<スポーツ健康福祉学科>（認定課程：養護教諭）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等		科目名称	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
		科目区分	必要事項					
1年次	前期			教職概論	精神保健Ⅰ		英語Ⅰ	
					スポーツ栄養学		情報処理	
					微生物学・免疫学・薬理概論			
					スポーツ心理学			
	後期			教育原理	学校保健		法学（日本国憲法を含む）	
					スポーツ生理学Ⅰ		英語Ⅱ	
					基礎看護学		健康スポーツ科学	
	集中			教育心理学				
				教育社会学				
2年次	前期			道徳教育論	衛生学及び公衆衛生学			
					バイオメカニクスⅠ			
					救急処置			
					養護概説			
					学校看護学			
	後期			教育課程論	衛生学及び公衆衛生学演習			
				教育方法論（ICT活用を含む）	健康相談活動			
	集中			特別活動論				
				生徒指導論（進路指導を含む）				
				教育相談				
3年次	前期			特別支援教育の基礎	看護学実習			
	後期			養護実習指導				
				養護実習				
	集中			総合的な学習の時間の指導法				
4年次	前期							
	後期			教職実践演習（養護）				
	集中							